

# 令和6年度

## 保育園・認定こども園の利用案内書

保育を必要とする(2号・3号認定)が対象

### 令和6年度 1次申込受付期間

◆期 間 令和5年10月23日(月)～10月31日(火) <10月29日(日)を除く>

◆時 間 10月23日(月) .....13:30～16:00  
10月24日(火)～27日(金)、30日(月)、31日(火)・・・10:00～16:00<12:00～13:30を除く>  
10月28日(土)..... 9:30～16:00<12:00～13:30を除く>

◆受 付 羽曳野市こども保育課(本館1階①窓口)

◆事前申込 10月2日(月) 9:00 から開始 10月31日(火)12:00 まで  
オンラインにて事前に来庁予約を行います。下記の QR コードから予約をお願いします。  
(電話予約不可。事前予約がない場合も当日の受付を行います。予約の方優先とします。)



- ◆持 ち 物 入園の申請に必要な書類 ※詳しくは2ページをご覧ください。
- ◆そ の 他 お子さまの面接を行いますので、申込の際は必ず一緒にお越しください。

### スケジュール

#### 令和6年4月1日入園

- 1次結果 利用調整結果通知.....令和6年1月中旬発送予定(申込者全員に通知)  
支給認定証及び支給認定結果通知書.....令和6年1月中旬発送予定(申込者全員に通知)
- 2次申込 申込期限.....令和6年2月5日(月)
- 2次結果 利用調整結果通知.....令和6年2月下旬頃(利用可のみ通知)  
支給認定証及び支給認定結果通知書.....令和6年3月上旬発送予定(申込者全員に通知)

#### 令和6年度途中(5月1日以降) 随時受付

- 申込期限 利用希望の前月5日(閉庁日の場合は翌開庁日)
- 結 果 利用調整結果通知.....利用希望前月の20日前後(利用可のみ通知)

#### 令和6年(2024)年度入園対象者年齢

誕生日が過ぎて年齢が上がってもその年の年度末までそのままの歳児です

5歳児	H30(2018).4.2～H31(2019).4.1生まれ
4歳児	H31(2019).4.2～R2(2020).4.1生まれ
3歳児	R2(2020).4.2～R3(2021).4.1生まれ
2歳児	R3(2021).4.2～R4(2022).4.1生まれ
1歳児	R4(2022).4.2～R5(2023).4.1生まれ
0歳児	R5(2023).4.2～生まれ

◆ **保育園**とは、児童の保護者いずれもが仕事や病気などで家庭で保育できないと認められる場合に、保護者に代わって保育する施設です。

◆ **認定こども園**とは、幼稚園と保育園の機能をあわせもち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設です。

## 保育の必要性の認定・利用手続きの流れ

保育施設を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定には以下の3つの区分があり、利用できる施設が異なります。

保育園・認定こども園を希望する場合は、2号・3号の「保育認定」を受け、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

認定区分	対象年齢		利用できる施設など	利用手続き
1号認定	3歳～5歳	保育の必要性がなく「教育」を希望される場合	・認定こども園(教育部分) ・幼稚園	各施設に直接申込  2ページの利用手続き・利用決定までの流れをご参照ください。
2号認定		保育を必要とする事由に該当し「保育」を希望する場合	・認定こども園(保育部分) ・保育所	
3号認定	0歳～2歳	保育を必要とする事由に該当し「保育」を希望する場合	・認定こども園(保育部分) ・保育所	

### ◆ 保育利用の対象となる要件

- 羽曳野市に住民登録をされている児童(利用希望日までに羽曳野市に住民登録をされる方を含む)
- 保護者が以下の「保育を必要とする事由」により家庭で保育ができない児童

### ◆ 保育を必要とする事由

事由	内容
就労	1か月に 64 時間以上労働することを常態としていること (フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働(自営業・内職等)など、基本的にすべての就労を含む)
妊娠・出産	妊娠中である。または出産後間がない場合
疾病・障がい	疾病、負傷、身体または精神に障がいがある場合
看護・介護	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時看護・介護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学	就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)をしている場合
育児休業	既に保育施設を利用している子どもがおり、育児休業を取得する場合
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

### ◆ 保育の必要量について

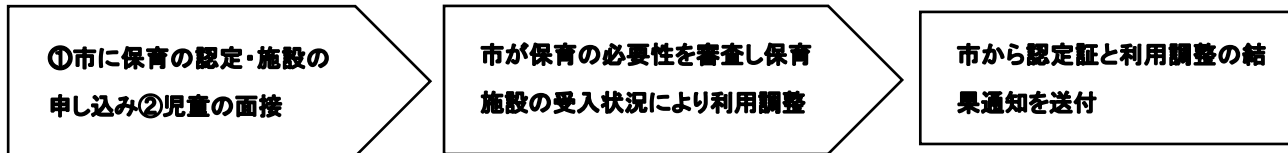
保育認定を受ける方は、保育の必要量により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分します。

「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる最長の時間や保育料が異なります。

- 【保育標準時間】・・・フルタイム就労(月 120 時間以上の就労)を想定した利用時間(1日に最長 11 時間)
- 【保育短時間】・・・パートタイム就労等、短い就労(月 120 時間未満の就労)を想定した利用時間(1日に最長 8 時間)

※ただし、実際に保育を利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間等、現に保育を必要とする時間の範囲内での利用になります。

◆ 利用手続き・利用決定までの流れ



入園の申請に必要な書類

○記入誤りがあった場合は、二重線で訂正をお願いします。

○鉛筆や消えるボールペンで書かれた書類は受付できませんのでご注意ください。

全ての方が必要な書類

- ①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書
- ②利用調整調査票
- ③子どもの健康問診票
- ④保育を必要とすることを証明する書類（※同じ世帯に65歳未満の祖父母がおられる場合、祖父母分も提出が必要です）

保護者の状況		必要な書類
就労	就労されている方	○就労証明書
	自営業の方	○開業届等「準備中の方は事業開始に必要な書類(契約書等)」 ○直近の確定申告書の写し
	就労することが内定している方	○内定先の就労証明書      ○雇用契約書など、内定が分かる書類
妊娠・出産	妊娠中及び出産後間もない方	○母子健康手帳（表紙と分娩予定日が記載されている頁）の写し
疾病	病気やけがの方	○疾病・障がい証明書 ※本人の記載に加え、医療機関に記載してもらう必要があります。
障がい	障がいのある方	○障がい者手帳の写し
看護・介護	看護・介護をしている方	○看護・介護証明書 ※本人の記載に加え、医療機関に記載してもらう必要があります。
災害・復旧	災害を受けた方	○罹災証明書
求職活動	仕事を探している方	○就労以外の事由による証明書に活動報告の記載 ○ハローワークの受付票の写しなど
就学	就学している方(就学予定も含む)	○学生書の写し(就学証明書)      ○授業カリキュラム
育児休業	育児休暇中の方	○就労証明書      ○復職誓約書(※申請の受付時に記入してください)

対象となる方のみ必要な書類

該当する項目	必要な書類
ひとり親家庭	○児童扶養手当証書      ○遺族年金等証書      ○戸籍全部事項証明書(未婚のひとり親世帯のみ)
転入予定の場合	○世帯全員の住民票(マイナンバーの記載)      ○売買(賃貸)契約書等転入先が確認できるもの
単身赴任の方	○マイナンバーが確認できるもの(住民票が市外の方のみ)
海外赴任の方(いずれか)	○市民税額が分かるもの      ○日本国外の総収入が分かる書類
同居親族が障がい者手帳を持っている場合	○障がい者手帳の写し      ○療育手帳の写し

## 利用調整について

利用調整とは、羽曳野市が「羽曳野市保育施設等の利用調整に関する基準」に基づき、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設の調整を行うことです。

保護者等の状況、家族構成の状況等を十分調査し、子どもの保育の必要度の高い方から施設の利用を決定します。保育施設等の定員に余裕がない場合など、保育施設や利用期間の希望に添えないことがあります。

## 緊急一時保育について

保護者の入院などで緊急突発的に保育を必要とする事由が生じた場合、保育施設などで一時的に利用を調整します。詳しくは、羽曳野市こども保育課にお問い合わせください。

## 入園申込に係る注意事項について

### ◆入園希望について

- ①希望施設は、いくつでも記入できます。決定した場合に通園できるか、必ず確認してからご記入ください。そのため、入園申込にあたり、希望される園の事前見学をおすすめします。
- ②入園決定後の施設変更はできませんので、十分ご検討のうえ、お申し込みください。
- ③入園日は、毎月1日のみとなります。(緊急一時保育を除く)
- ④現在、産休・育休中で、年度途中(令和6年5月以降)からの利用を希望されている方も1次申込期間中に申請ができます。
- ⑤1次申込期間後に「出生」された方で、令和6年度中に利用が必要な方は、出生後に申し込んでください。入園できるのは、首がすわってからとなります。

### ◆転園希望について

- ①転園希望は、1次選考においてのみ、新規申込と同じ扱いで利用調整を行います。
- ②変更や取り下げは、1次選考申込受付期間内に申し出てください。
- ③利用調整の結果、転園が決定した場合、転園申込が優先され、現在の保育施設には継続入園できません。

### ◆1号認定(教育)から2号認定(保育)への変更について

1号認定(教育)で認定こども園を利用している方が保育を必要とする事由により、2号認定(保育)での利用への変更を希望する場合についても、1次申込期間内に、申請書一式を提出してください。

### ◆妊娠・出産を事由とする方

- ①他に保育を必要とする要件がある方であっても、母子手帳のコピー(表紙と分娩予定日が記載されている頁)を提出してください。
- ②出産予定日を基準として計算し、入園希望日が産前8週・産後8週(多胎妊娠は産前14週)に該当する場合、就労証明書を提出されていても「妊娠・出産」の要件として利用調整をします。

### ◆入園の解除について

以下の理由により、入園中でも、利用を解除をする場合がありますのでご注意ください。

- ①世帯状況、就労等の状況において、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合  
(随時、就労状況の実態調査を行う場合があります。)
- ②正当な理由がなく、保育料等の滞納がある場合
- ③必要な書類の提出がない場合 など

お問い合わせ先

羽曳野市こどもえがお部こども保育課 給付担当

☎ 072-958-1111(内線1231~1235)